

海外渡航する学生のための 安全の手引き

(危機管理マニュアル Ver. 1)

事故やトラブルが起こったら！

滞在国の国際識別番号 +81(日本) +0 を除く国内番号

★★★+81-986-47-1134(平日 学生課教務係)

★★★+81-986-47-1112(休日・夜間 守衛室)

引率教員電話 : _____

e-mail : _____

現地日本国大使(領事)館電話 : _____

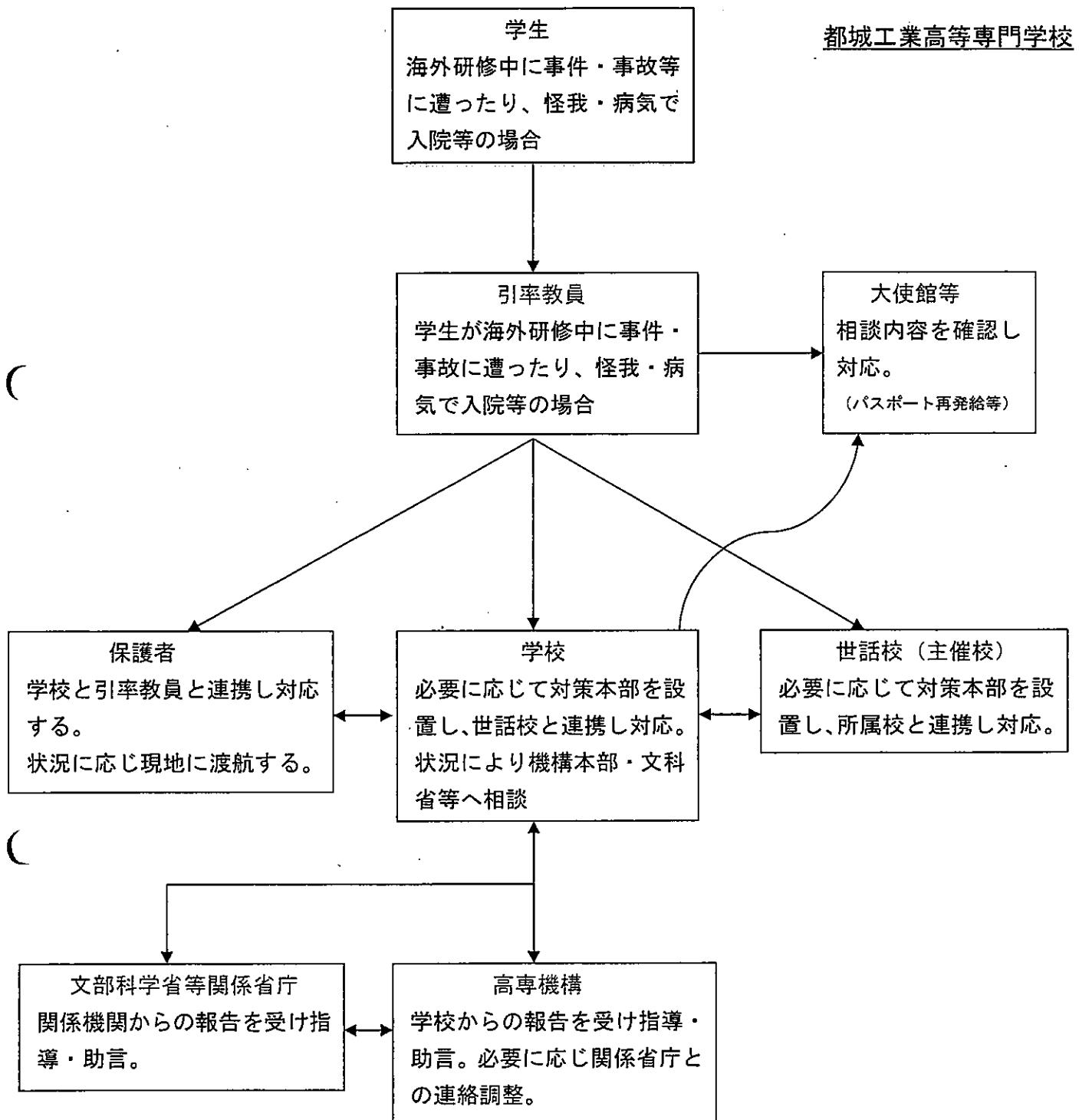
2015年7月1日版

都城工業高等専門学校

National Institute of Technology, Miyakonojo College



学生の海外研修等の危機管理体制



各国における大使館領事部窓口

国名	住所	TEL	FAX	URL
シンガポール	Embassy of Japan 16 Nassim Road, Singapore 253390	(+65)6235-8855	(+65)6733-1039	http://www.sg.emb-japan.go.jp/index_j.html
香港	46-47/F, OneExchange Square,8 Connaught Place,Central	(852)2522-1184	(852)2868-0156	http://www.hk.emb-japan.go.jp/jp/index.html
タイ	177 Witthayu Road, Lumpini, Pathum Wan, Bangkok 10330	(66-2)696-3000 (66-2)207-8500	(66-2)207-8510	http://www.th.emb-japan.go.jp/
マレーシア	11, Persiaran Stonor, Off Jalan Tun Razak, 50450 Kuala Lumpur, Malaysia	(60-3)2177-2600	(60-3)2167-2314	http://www.my.emb-japan.go.jp/Japanese/index.htm
台湾	公益財団法人 交流協会（民間） 台北市慶城街 28 号通泰商業ビル 1 階	02-2713-8000		http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents_nsfl010/58273178EA652238949256EB500300BF
インドネシア	Jl.M.H. Thamrin No.24, Jakarta 10350, Indonesia	(62-21)3192-4308	(62-21)3192-5460	http://www.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html
ベトナム	27 Lieu Giai Street, Ba Dinh District, Hanoi, Viet Nam	(84-4)3846-3000	(84-4)3846-3043	http://www.vn.emb-japan.go.jp/index_jp.html
モンゴル	Khangiiin gudamj 10, Ulaanbaatar 11210, Mongolia	(976-11) 320777	(976-11) 313332	http://www.mn.emb-japan.go.jp/index_j.htm

【参考】

外務省ホームページ在外公館リスト
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zagai/list/>

学生用

9 高専連携事業海外渡航安全ガイド —海外インターンシップや語学研修の安全のために—

代表校：鹿児島工業高等専門学校
連携校：久留米工業高等専門学校
有明工業高等専門学校
北九州工業高等専門学校
佐世保工業高等専門学校
熊本高等専門学校
大分工業高等専門学校
都城工業高等専門学校
沖縄工業高等専門学校

平成25年8月6日

目次

第1章 はじめに	
1.1 安全とは	1
1.2 海外旅行における一般的な心得について	2
第2章 海外渡航について	
2.1 海外渡航準備	3
2.1.1 海外旅行傷害保険	3
2.1.2 携行医薬品	4
第3章 安全管理について	5
3.1 もしトラブルに遭ってしまったら	5
3.1.1 パスポートの盗難, 紛失	5
3.1.2 トラベラーズチェック(T/C) の盗難, 紛失	6
3.1.3 クレジットカードの盗難, 紛失	6
3.1.4 その他の物品の盗難, 紛失	6
3.1.5 航空会社に預けた荷物が無くなったとき	6
3.1.6 病気・ケガをしたとき	6
3.1.7 事故のとき	7
3.1.8 犯罪に巻き込まれたとき	7
3.1.9 家族や引率教職員への連絡を行う	7
3.2 研修等実施における確認事項について	7
3.2.1 事前指導	7
3.2.2 連絡網の整備・通信手段の確立	7
3.2.3 保護者から学生への緊急通報への対応	8
3.2.4 現地での行動について	8
3.2.5 健康管理について	8
3.2.6 避難経路の確認について	8
3.2.7 研修等の継続・中断の判断について	8
3.2.8 引率教職員、その他補足事項	8
3.2.9 緊急事態への対応	9

第1章 はじめに

近年、経済のグローバル化、国内製造コスト向上による産業の空洞化から高専卒業生が海外で活躍する場面が急速に拡大しつつあります。また、高専卒業後大学や専攻科に進学する多くの学生は大学院まで進学し高度専門技術者となるために海外での研究成果発表が求められています。このような状況に対応するためには、できるだけ早い時期での海外の企業訪問や海外の学校訪問などの経験を通して得られる、広い視野に立ち、物事を捉える能力形成が非常に有効なものとなります。

平成24年度、文科省による大学間連携共同教育推進事業（略称「9高専連携事業」）が採択されたことにより、九州・沖縄地区の9つの高等専門学校は連携し、インターンシップ、海外研修、専攻科の単位互換等を推進する5年間（平成24年度～平成28年度）のプロジェクトに取り組んでいます。たくさんの学生の皆さんに参加いただき、ご協力を得ながら実り多い事業にしたいと願っています。

本マニュアルは、海外経験の乏しい学生にとって安全で有意義な海外研修等が送れるよう、海外研修等に関する安全指針、緊急対応等について説明するために編纂しました。

1.1 安全とは

国内外を問わず、わずかな不注意から取り返しのつかない事故を招くことがあります。思わぬところに大きな危険性が待ち受けています。さらに、海外における研修活動は、自然災害に加えて、訪問国・地域の文化や風習に関する理解不足や治安の悪さなどの人為的な危険性があり、研修の準備段階から、そのような情報を収集するなどの細心の注意が必要あります。各高専からの引率指導教員は海外研修等において多くの実績と豊かな経験を持っています。しかし、社会情勢は常に変化しており、訪問国地域を取り巻く環境も状況も時々刻々と変化しています。従って、過去に訪問し知識と経験を持った国・地域でも、僅かな油断が大きな事故の発生につながりかねないことに留意しなければなりません。また、このような心の準備が不足していると経験不足から来る極度な緊張、急激な体力消耗や不慣れな食事や飲料水に対する適応不足などから体調不良を生じやすく、軽んずれば事故発生が高まることを忘れてはなりません。従って、旅行期間中の健康管理には、常に各自が心掛ける必要があります。

このマニュアルは、海外研修において事故や災害に遭遇しないための心構え、基本的な安全確保と準備、事故発生時の対応について説明しています。

なお、本マニュアルに記載されていない一般的な安全確保について多くの公開情報がありますので、可能な限りインターネットのホームページアドレスも含んだ参考文献として記述しています。文献やインターネットからの情報を充分に参考にし、事前に自主学習を行って下さい。

1.2 海外旅行における一般的な心得について

外務省の海外安全相談センターから海外旅行における一般的な心得が下記のホームページに記載されています。できるだけ早い機会に一読しておいて下さい。この説明書も上記のホームページを参考に書かれています。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/message.html

○<安全な海外旅行のための心得 5 箇条>

1. 現地の法律を守り、風俗や習慣を尊重すること。
2. 危険な場所には近づかないこと、夜間の外出は控えること。
3. 多額の現金、貴重品は持ち歩かないこと。
4. 見知らぬ人を安易に信用しないこと。
5. 薬物には絶対に手を出さないこと。

第2章 海外渡航について

この章では海外インターンシップ、学生交流等に参加する上で海外渡航に関する部分を説明します。

外務省海外安全ホームページ：

<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/> を事前に必ず読んでおいて下さい。

2.1 海外渡航準備

海外渡航の際、最初にパスポート（旅券）の取得が必要です。パスポート（旅券）は生命の次に大切なものですので、保管には十分に気をつけましょう。

2.1.1. 海外旅行傷害保険

海外旅行傷害保険には必ず加入してください。海外渡航先で不慮の事故に遭う可能性が絶対にないとはいえない。疾病、傷害時に保険で対応できるようにしておきます。健康に自信があっても、海外では日本と違う環境でのストレスや疲労により、思いがけない病気にかかる可能性もあります。列車やバスなどの交通事故等にも、いつどこで巻き込まれるかも分かりません。実際、海外旅行保険に加入していなかったために、病気やケガ、盗難被害などにより多額の損害を被った日本人旅行者は数多くいます。

保険の対象は自宅を出発して、戻るまでです。

「外務省・海外安全ホームページ」

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/hoken.html

の海外旅行保険加入のすすめを事前に必ず確認して下さい。

各保険会社が提供するサービス内容に若干の違いはありますが、海外旅行保険に加入することにより概ね次のサービスを受けることができます。

病気やケガ（交通事故など）をした時	診療費、入院費、緊急移送費等
	治療に必要な交通費や通訳雇入費用等
	入院後、通常の旅程に復帰するため、帰国するための交通費
	救援者（家族等）の渡航、宿泊費用
盗難や偶然の事故により携行品が損害を受けた時	各保険会社の定める範囲内の金銭補償
	旅行中にあやまって他人にケガをさせた。 (他人のモノを壊したとき)
	法律上の賠償責任を負った場合、その損害賠償金（賠償責任保険金額を限度）
航空機が遅れた時	航空機の遅れによって生じた宿泊費、食事代等の自己負担費用（但し限度額設定）

また、上記サービスの他、最近では盗難などにより現金やキャッシュカードを失い、旅行の継続が困難になった場合、緊急の現金貸付（手配）サービスを受けられるものもあります。

国内で使用している健康保険は海外では利用できません。正確に言えば利用可能ですが、まず全額を立て替え払いし、帰国後払い戻しの手続きをします。このとき、保険適用範囲、書類の翻訳など非常に煩わしく手に負えないと言われています。そのため、出発前に海外旅行傷害保険に加入されることを強く勧めます。海外旅行傷害保険において、その適用や補償の内容と補償額が異なります。例えば、携行品に対しても保険適用がある場合や、病気・事故などの場合、日本からのご家族の救援費用も適用される契約、保険会社との提携により保険証提示すると、病院からの請求は保険会社に対して行なわれる場合等保険会社によって様々です。保険会社のパンフレットの取り寄せ、インターネットを利用して約款等をお読みいただき、内容を十分に検討した上で、契約して下さい。

また、クレジットカードには海外旅行傷害保険が付帯されているものもあります。補償額や内容等が万一の場合に充分かどうかを検討して補償額などに不安があれば別途加入して下さい。また、クレジットカード付帯保険の適用を受ける場合の手続きなどについては出発前に契約している保険会社等から情報を得て下さい。

日本損害保険協会会員会社一覧は下記のとおりです。

<http://sonpo.or.jp/link/index.html>

関連サイト海外邦人安全協会

<http://www.josa.or.jp/index.html>

2.1.2 携行医薬品

海外では医薬分業（病院と薬局が分かれている）が進んでいる場合が多く、簡単に薬を購入することができない場合があります（ドラッグストア等で購入できる薬もあります）。そのため、日本であらかじめ準備しておくことをお勧めします。しかし、長期間の使用は重大な副作用を引き起こす事もありますので注意が必要です。携帯する医薬品は、緊急時に用いる一つの手段に過ぎません。『これは危ない』と思ったら現地の信頼のおける病院または、医師の診察を受けるようにしてください。携行する医薬品については渡航する国や期間によって異なります。必要と思われるものの例を以下のとおりです。副作用の危険もあることを十分に理解し、自己責任で使用くださいますようお願いします。

風邪薬	総合感冒薬、解熱鎮痛剤
胃腸薬	一般胃腸薬、整腸剤
その他	酔い止め、絆創膏

第3章 安全管理について

3.1 もしトラブルに遭ってしまったら・・・

各国における大使館及び領事部の連絡先は下記のとおりです。

3.1.1 パスポートの盗難、紛失

パスポートの盗難や紛失した場合の手続き方法について説明します。帰国が迫っている場合には、「帰国のために渡航書」を発行してもらう方法もあります。

1. 盗難・紛失証明書を発行してもらう

- ①最寄りの警察に行く
- ②紛失の状況を説明
- ③その場で証明書が発行

2. 在外公館（日本大使館、領事館）で再発給手続きをする。

1) パスポート再発給の場合

- ①現地警察発行の盗難、紛失証明書
- ②現地の大使館にある一般旅券再発給申請書 2通
- ③パスポート用の写真 2枚
- ④なくしたパスポートの番号、発行年月日、交付地
- ⑤現地通貨のお金

※別紙参考資料 1 参照

2) 「帰国のために渡航書」発給の場合

- ①現地警察発行の盗難、紛失証明書
- ②大使館にある渡航書発給申請書
- ③日本国籍が確認できる書類（運転免許、戸籍謄本など）
- ④パスポート用の写真 2枚
- ⑤現地通貨で 3000 円程度の手数料

再申請に必要なものは、上記のとおりです。写真 2枚やパスポート番号等が必要となりますので、万一に備え、予備の写真（2枚）やパスポートの記載事項ページのコピーを準備しておくとよいでしょう。

なお、再発行までには本人確認のため、約 2 週間ほど掛かる場合があります。

3.1.2 トラベラーズチェック(T/C) の盗難, 紛失

①T/C 発行会社の現地支店・代理店へ連絡し、無効手続きと再発行を依頼します。紛失したチェックの番号を伝え、無効にしてもらいます。同時に、再発行の申請を行います。

②所轄警察で証明書を作成

現地の警察に届け出て、盗難・紛失証明書を発行してもらいます。

③T/C 発行会社の現地支店・代理店で再発行の手続きをします。必要書類については下記のとおりです。

- ・所轄警察発行の盗難・紛失証明書
- ・パスポートなどの身分証明書
- ・T/C 購入時にもらった購入控え

3.1.3 クレジットカードの盗難, 紛失

発行会社に連絡し、無効手続きと再発行を依頼します。この際、カード番号の確認が必要となります。事前に控えておいてください。なお、カード会社によって、再発行の所要日数が異なります。

3.1.4 その他の物品の盗難, 紛失

警察へ被害届を出します。携行品特約付きの海外旅行保険に入れている場合は、保険会社等に届け出ます。なお、盗難保険等の手続きには警察の証明が必要となります。

3.1.5 航空会社に預けた荷物が無くなったとき

航空会社の“Baggage Service”に届けます。後日配送してくれます。

3.1.6 病気・ケガをしたとき

研修先や留学先で病気やケガをしたときは、まずは信頼の出来る病院に行くことです。海外での病気には日本にはないものもあるので、素人判断は危険です。海外旅行保険を掛けている保険会社は通常、アシスタンス・センターを持っていますので、電話をかけてみましょう。日本語で話せます。滞在地の近辺で保険の支払いの効く病院を紹介してくれます。また、簡単な病状の紹介や、緊急、を要する場合には、緊急入院や医療先端地への移送も手配してくれます。

海外の病院では、日本と違って料金により治療方法や担当医師のレベルが異なる場合があり、戸惑うことがあるはずです。こんな時も保険をきちんとかけておけば助かります。

なお、傷害・疾病保険等の手続きには、医師の診断書と領収書が必要です。

病院の詳細については、別紙参考資料2掲載のとおりです。

3.1.7 事故のとき

事故に遭ったときは、まずは落ち着いて行動することが必要です。

- ① 警察や救急車の手配をする。手配が遅れると、交通事故などの場合には責任を問われることがあります。
- ② 保険会社に事故の発生を連絡する。緊急入院や移送の手配もしてくれます。

3.1.8 犯罪に巻き込まれたとき

海外では犯罪者の多くが凶器を所持しています。万が一犯罪に遭ってしまったら、生命の安全を第一に考え、犯人の要求にできるだけ抵抗せず、現金などは渡してしまうことが必要です。

3.1.9 家族や引率教職員への連絡を行う

以上の手続きと同時に、必要に応じて家族や引率教職員への連絡を行いましょう。特に重い症状で数日以上の入院などの時には救援者費用が出ますので、家族の方が救援のために現地に渡航することも可能です。また高専でも救援等の可能性がありますので、必ず連絡をして下さい。

3.2 研修等実施における確認事項について

3.2.1 事前指導

本冊子を基本とし、下記の教材等から関連性の高いものを利用し安全管理に関する事前指導を行います。

- 1) 冊子(ホームページより再生及びダウンロード可)
 - ・『海外安全 虎の巻』
外務省 海外安全ホームページ
http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_01.html
 - ・『海外で困ったら 大使館・総領事館のできること』
外務省 海外安全ホームページ
http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_02.html
- 2) ビデオ・DVD(ホームページより再生及びダウンロード可)
 - ・『安全で楽しい海外旅行のために』
(海外渡航の命綱編、鳥・新型インフルエンザ編等)
外務省 海外安全ホームページ,
<http://www.anzen.mofa.go.jp/video/video09.html> 等

3. 2. 2 連絡網の整備・通信手段の確立

現地(引率教職員、参加学生)、各高専および保護者との三者間の情報伝達と情報共有を支援するための通信手段を確立し、活用手段を携帯電話とインターネットとします。

また、参加学生と引率教職員との現地での連絡を円滑にするために学生個人またはグループ毎に現地仕様の携帯電話を持たせる。係る費用の一部は学生負担とします。

3. 2. 3 保護者から学生への緊急通報への対応

携帯電話番号を保護者に通知するとともに電子メールによる連絡体制を確立します。

保護者との現地に対する連絡窓口は総括引率教員とし、国内においては世話校とします。



3. 2. 4 現地での行動について

海外における研修活動は集団での行動が基本になります。思わぬトラブルに巻き込まれないためにも、高専生としての自覚を持ち、自分勝手な行動は慎みましょう。

3. 2. 5 健康管理について

体調変化の場合は、早急に引率教職員に連絡をし、指示に従って下さい。状況に応じて、保護者、世話校及び所属校へ連絡し、世話校の指示により適切な行動を取ります。



3. 2. 6 避難経路の確認について

宿泊ホテルや研修場所の緊急避難経路や避難場所等については、引率教職員の指示に従って下さい。

3. 2. 7 研修等の継続・中断の判断について

各高専と適宜連絡を取りながら研修の継続・中断の判断をしますので、引率教職員の指示に従って下さい。

3.2.8 引率教職員、その他補足事項

引率は下記の教職員グループが担当いたします。現地での連絡先は事前指導時にお知らせいたします。また、学生個人またはグループに持たせる携帯電話は現地到着・手続き終了後にお渡しします。本人から直接、保護者に連絡するようにして下さい。なお、海外研修日程については一部変更や修正の可能性もありますので、ご了承下さい。

※別紙参考資料3参照

3.2.9 緊急事態への対応

学生の皆さんには、引率教職員の指示に従って下さい。現地でのトラブル発生には現地警察、日本領事館及び世話校及び所属高専と密接な連絡をとり迅速な対応をとります。

